

まちづくり市民会議 第4回定例会議事録

■日 時 2008年1月25日（金） 午後6時30分～午後8時30分

■場 所 太田市役所 10階 政策推進会議室

■出席者 福島会長、田部副会長、浦野委員長、西村委員長、相沢委員長、森尻副委員長、内田、神谷、境野、高橋、早川（委員11名）
八代企画課長、田中企画係長、奥川主任（市3名）
※欠席委員7名 宮越副委員長、天笠、荒井、栗原、後藤、佐々木、原澤

【概要】

1. 会議の目的

- ・各小委員会における議論の内容を理解し共有する。
- ・質問や意見を述べ合い、今後の議論の糧にする。
- ・全体で議論を要する項目について提案し、方向付けをしていく。
- ・全体のスケジュールに対して進捗管理を行い、必要に応じて修正する。

2. 会議の内容

（1）小委員会の実施状況について

- ・福島会長が2月の小委員会から「新太田市における理想像の検討」や「まちづくり基本条例の条文の具体的な審議」に入ることを説明し、今回の定例会は2年間の任期の節目になることを説明した。
- ・その後、各委員長が昨年11月から今年1月までに開催した3回の「小委員会の実施状況」について報告し、副委員長が補足説明を行った。
- ・報告は、各委員長が作成した議事要旨の資料に基づき行われた。

●第一小委員会

- ・①町内会、地区役員の役割と制度について ②安心・安全・快適なコンパクトなまちづくりの2つのテーマに議論が集約されている。
- ・「安心・安全・快適なコンパクトなまちづくり」のビジョンを立てる前提として、市内行政区の年齢別人口の調査・検討や本市における財政状況の把握が必要である。

●第二小委員会

- ・①ウォーキングコースの整備 ②サイクリングロードの整備 ③食育の推進 ④地域伝統文化を継承するまちづくり ⑤環境改善、環境整備（ごみ問題・自然環境問題）の5つのテーマに議論が集約されている。
- ・地球温暖化の問題については、ごみのリサイクルなど身近で実現可能な観点から議論している。

●第三小委員会

- ・まちづくり基本条例における「適用状況の確認」として、基本条例制定後の市の実施した事務事業について、課別に掲載した資料を作成した。

- ・「先進市町村の見直し状況調査」については、ニセコ町、志木市、三鷹市、多摩市のうち、ニセコ町のみ条例の一部改正を行っている。
- ・市民や区長・区長代理の意見を参考にするため、アンケートを実施する。実施期間は2月1日（金）から2月25日（月）まで。市政情報コーナー（市役所1階）、総合支所地域総合課、行政センターで用紙を配布し、同所に設置した回収箱で回収する。
- ・区長・区長代理を対象にしたアンケートは、2月8日（金）の定例区長会長会議において、福島会長と事務局で趣旨を説明する。
- ・市議会議員を対象にしたアンケートも実施する。様式は検討中。
- ・アンケートの実施は、基本条例の認知度を高めることも目的としている。

（２）意見交換（主な意見）

- ・本市の財政状況は、他の市町村と比較すると恵まれているが、目に見えない債務を確認する必要がある。
- ・財政問題は、各小委員会の共通テーマで、この問題を踏まえ議論している。
- ・集落の65歳以上の人口比が50%以上になる「限界集落」が、中山間地や離島を中心に増えているが、本市の各町の年齢階層別人口を確認したところ、一部の町において、これと同様な現象が生じている。
- ・環境問題は、最終的に全て地球温暖化の問題に集約される。第二小委員会で更に議論する必要がある。
- ・金山の松枯れや湧水地の枯渇、休泊川の汚染などの環境問題もある。
- ・市議会やまちづくり市民会議など、行政運営をチェックするチャンネルが多くあるのは好ましい。
- ・問題点を明確にし、改善策を講じることで、まちづくりに役立てていきたい。
- ・アンケートの協力を知り合いの人に呼びかけてほしい。

（３）その他

- ・変更になった第三小委員会のスケジュールについて、事務局が説明した。
- ・香川県高松市「自治基本条例を考える市民フォーラム」への出席要請について、事務局が説明した。同市は4月から自治基本条例の制定作業に入る。フォーラムは2月22日（金）に開催され、福島会長と田中係長（事務局）が出席予定。
- ・仕事の都合により2名の委員から委員辞退の申出があったことを、事務局が報告した。
- ・福島会長が参加している「県土整備ワークショップ」で、その議論の進め方において県土木事務所に申入れを行ったことを報告した。

● 2月の小委員会開催

【第一】 2月7日（木） 【第二】 2月12日（火） 【第三】 2月20日（水）

（開催時間）午後6時30分～（会場）太田市役所 10階 政策推進会議室

※会議に欠席や遅刻する場合は、事前に事務局まで連絡をお願いします。